

平安中期奄美嶋人の西海道侵入事件に関する一考察

日 隈 正 守*

(2018年10月23日 受理)

A study of the Saikaidou People's Invasion of the Heian Middle-Amami Island People

HINOKUMA Masamori

要約

本稿では、平安中期における奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件について先ず事件の実態を自分なりに史料から確認した。その上で先行研究を踏まえて、奄美嶋人が西海道諸国を襲撃した理由について考察し、その結果西海道諸国との交易上のトラブルが襲撃の原因であることが考えられることを確認した。最後に奄美嶋人の襲撃事件が西海道諸国に与えた影響について考察し、肥前国において千栗八幡宮が勧請されたことと筑後国において高良社に八幡神が合祀されたことを解明した。

キーワード：奄美嶋人 西海道諸国襲撃事件 交易 大宰府 千栗八幡宮 高良社

はじめに

平安中期である長徳三年（997）十月一日、大宰府から朝廷に奄美嶋人の侵入が報告された。奄美人は、西海道諸国を襲撃し、人や物を奪い去っていった。奄美人が西海道諸国を襲撃し、人や物を略奪した状態をまず確認し、次に奄美人が西海道諸国を襲撃した理由を分析し、最後に奄美人が西海道諸国を襲撃した影響について考察したい。

（一）奄美嶋人侵入事件について

奄美嶋人が西海道諸国を襲撃した事件について、詳細な記述をしている文献は藤原実資の日記である『小右記』である⁽¹⁾。『小右記』⁽²⁾ 長徳三年十月一日条⁽³⁾を掲げる。

* 鹿児島大学 法文教育学域 教育学系 教授

(小右記)

長徳三年十月一日壬辰、可御南殿云々、(中略) 一献畢間、左近陣官高声云、自太宰飛駟到来云、高麗国人虜掠対馬・壱岐嶋、又著肥前国欲虜掠云々、上下驚駭、三丞相失度、降自東階而(問)案内、兼披読大弐書状、上達部進向丞相所、太以周章、雖云非常事、於階下三丞相披読都督書、不足言、下官不起座、丞相復座云、奄美嶋(人脱カ 以下同 筆者)者焼亡海夫等宅、奪取財物、又執載男女於舟持去、尚浮海上成犯之由云々、飛駟言上者、(中略) 亥時事了、左大臣以下著陣座、右大臣云、今日朔日、奏凶事無便宜歟者、余云、飛駟言上是至急事也、不可隔時者、何矧選吉日乎、諸卿応之、仍左大臣召大外記(中原)致時、召飛駟解文、文匣二合、盛覽宮奉上卿、一匣者注奏、一匣者注解文、督令披宮、但至干飛駟解文不被封、至例解文披封見、已左大臣參上令奏、良久之後復座、下給太宰府言上解文等、令諸卿定申、奄美嶋者乘船帶兵具、掠奪国嶋海夫等、筑前・筑後・薩摩・壱岐・対馬、或殺害或放火、奪取人物多浮海上、又為当国人、於処々合戦之間、奄美人中矢、亦有其数、但当国人多被奪取、已及三百人、府解文云、先年奄美嶋人來、奪取大隅国人民四百人、同以將去、其時不言上、令慣彼例、自致斯犯歟、仍徵發人兵、警固要害、令追捕也、若有其勤者、可被加勸賞者、又高麗国艦兵船五百隻、向日本国、欲致許(ママ)者、誠雖浮言、依云々所言上也、有先日言上類文書等、件飛駟去月十四日出府云々、太懈怠、諸卿定申云、奄(美脱)嶋者等事、太宰府(事脱力)定行了、亦重警固要害、弥加追討、兼又可祈祷仏神、若追討使々殊有勤節、隨其状追可褒章之由、可被載報符、大宰以飛駟雖言上、事頗似輕、不可給勅符、只可賜官符、又高麗国浮言、不可不信、可被種々祈祷、定詞甚多、只是大概了(耳カ)、丑刻諸卿退出、此間(雨脱)不止、諸卿申云、為敵国可被行種々御祈祷者、

長徳三年十月一日左近衛府の役人は、高麗国人が対馬・壱岐嶋や肥前国を襲撃したことを大宰府からの緊急な使者が報告したことについて驚愕し騒いでいた⁽⁴⁾。左大臣藤原道長、右大臣藤原顕光達は驚き慌て、大宰大弐藤原有国からの書状に目を通した。

書状には、奄美嶋人が海夫達の家を焼き財物を奪い取るとともに、男女達を奪い取り船に乗せ連れ去ったことやその後も海上に滞在し悪事を起こしたことが記載されていた。

十月一日深夜左大臣藤原道長以下陣座に集まり、対応を協議した。右大臣藤原顕光は、本日は一日なので奄美嶋人西海道襲撃事件を一条天皇に報告することを先延ばしにすることを主張した。しかし藤原実資は、大宰府使節の報告は緊急な内容であり、時を置かず天皇に報告することを主張し、他の貴族達も実資の意見に同意した。従って左大臣藤原道長は大外記中原致時を呼び大宰府使節が齎した大宰府からの解文を貴族達に見せ対応を協議した。

大宰府からの解文によると奄美嶋人は、船に乗り武装して、西海道諸国・嶋の海夫達を略奪し、筑前国・筑後国・薩摩国・壱岐嶋・対馬嶋を襲撃し、人を殺害したり放火したり、多くの人や物を奪い取り海上に浮かんでいた。襲撃を受けた国では奄美嶋人と諸所で合戦し、奄美嶋人の中には矢に当たる者も多くいた。しかし奄美嶋人は、三百人もの人を略奪した。大宰府か

らの報告によれば、先年奄美嶋人が大隅国に襲撃した際は大隅国人四百人を連れ去った。その時は、大隅国人が四百人連れ去られたことを朝廷に報告しなかった。奄美嶋人は、大隅国を襲撃した時の例に慣れて、この度筑前国・筑後国・薩摩国・壱岐嶋・対馬嶋を襲撃したと考えられるので、今回は兵士を徴発して要害を警固し、奄美嶋人を捕えさせた。今回の働きがある者には、恩賞を与えて欲しいことが記載されていた。

また高麗国から艤兵船五百艘が日本国に向かったという情報がある。余り信頼性があるとは考えられないが、諸所で噂となっているので報告しておくということであった。

大宰府から朝廷に報告する文書等を携帯した使者は、九月十四日大宰府を出発した。大宰府からの使者が朝廷に到着したのは十月一日であり、時間がかかりすぎていて使者の怠慢であると貴族達は判断した。

奄美嶋人の西海道諸国侵入事件に対する貴族達の判断は、大宰府が対処しているが、重ねて要害を警固し、侵入した奄美嶋人に対する追討を一層行うとともに予てから仏神に対する祈祷を行うこと、若し奄美嶋人に対する追討使の中で特に功績がある者は、その働きにより恩賞を与えること等を大宰府に下す文書に記載することが決められた。

大宰府は使者を派遣して朝廷に報告したが、事態はそれ程深刻ではないので、勅符ではなく太政官符を下すべきこと、高麗国に関する噂は信用しない訳にはいかないので種々の祈祷を行うこと等も決められた。

奄美嶋人の侵入事件については、長徳三年十月当時蔵人頭であった藤原行成の日記である『権記』⁽⁵⁾にも記載がある。『権記』長徳三年十月一日条を以下に掲げる⁽⁶⁾。

(権記)

長徳三年十月一日御南殿、(中略) 一献之後、左大臣於東階令余奏云、自太宰府言上飛駛使在建春門外、以解文付所司云々、大弐藤原朝臣(有国)同付此使所送書状云、南蛮賊徒到肥前・肥後・薩摩等国、却人物奪、侵犯之由、逐日申来、仍言上解文者、事是非常也、停樂并庭立奏等、事了之後、定申解文内雜事等者、仰云、依請、事了還御、干時丑二剋也、頃之左大臣參上殿上、被奏太宰府解文(四通入筥、件文大臣於陣座被見、令大外記致時朝臣參上殿上、令予奏之)、干時上卿朝餉、依仰持參、候昼御座、待出御奏聞、又依仰一々開解文読之、仰云、事已急速、須早定申、令給報符、即以勅旨伝之大臣、大臣還陣、同三剋、被奏太宰府言上南蛮蜂起之事、諸卿定申云、如府解者、追討使々若有其功、隨狀可被賞歟、又可能成祈祷、重固要害之趣也、又申高麗国案内事、定申云、先日言上府解、不注到鷄林府成犯者交名、今日解文、已注其名、仍須追討彼成犯則(射力)矢等類之由、注載報符、又可給官符長門国、但得其賊者、可賞賜之由、可加载狀中、抑件南蛮・高麗之事、雖云浮説、安不忘危、非常之恐、莫如成慎、能可被致種々御祈、可被立奉幣諸社使、行仁王会、修大元法等歟者、依御殿籠、不能奏聞、依宿物不持来、申案内於左府、白地罷出、

『権記』では、前出の『小右記』に記載されていないことを中心に見ていきたい。『権記』では、『小右記』に奄美嶋(人)と表現されていた西海道諸国に侵入した対象が「南蛮(賊徒)」と表現されている。奄美嶋(人)が国家の管理・統制に従わずにほしのままに物流・交易を行い、武装して戦い物と人とを掠め取ったことにより、「南蛮(賊徒)」と表現されている⁽⁷⁾。藤原行成は藤原道長との関係が深く⁽⁸⁾、当該期の政権首脳部の見解が『権記』の記述に表れている可能性がある。

『権記』によれば、南蛮賊徒が侵入した所は、肥前国・肥後国・薩摩等国となっている。『小右記』によると、奄美嶋人が侵入した所は、筑前国・筑後国・薩摩国・壱岐嶋・対馬嶋・大隅国と記載されている。『小右記』と『権記』とを合わせて考えると、奄美嶋人が侵入した所は、筑前国・筑後国・肥前国・肥後国・薩摩国・大隅国・壱岐嶋・対馬嶋であると思われる。『権記』のそれ以外の記述は概ね『小右記』の記述と同様である。

『小右記』・『権記』長徳三年十月一日条に記載されている奄美嶋人の西海道諸国侵入事件については、『日本紀略』にも記載がある。記事の内容は、既に『小右記』・『権記』に記載されている内容と重複するが、次に掲げる⁽⁹⁾。

(日本紀略) 後篇十 一条天皇

長徳三年十月一日壬辰、旬、天皇出御南殿、干時庭立奏之間、太宰飛駟使参入云、南蛮乱入管内諸国、奪取人物、奏樂之後、諸卿定申件事、

十三日甲辰、奉遣幣帛使於諸社、依筑紫之騒動也、

長徳三年十月一日大宰府からの使者が南蛮(人)が大宰府管内諸国に乱入し、人や物を奪い取ったことを報告し、貴族達は対応を協議したことが記載されている。また十月十三日に南蛮(人)の西海道諸国乱入事件により諸社に幣帛使を派遣したことが記載されている。

この後のことは、『日本紀略』に記載がある。長徳三年十一月二日に、太宰府は南蛮人四十人余りを討伐したことを使者を派遣して朝廷に報告している⁽¹⁰⁾。翌長徳四年九月十四日大宰府は貴賀嶋に命じて南蛮(人)を捕えさせている⁽¹¹⁾。長保元年(九九九)八月十九日大宰府は南蛮(人)を追討したことを朝廷に報告している⁽¹²⁾。長徳三年十月一日に大宰府から朝廷に報告された奄美嶋人(南蛮人)侵入事件は、解決したようである。

この後寛仁四年(一〇二〇)閏十二月二十九日大宰府は朝廷に、南蛮賊徒が薩摩国に襲来して人々を掠虜したことを報告している。このことは『左経記』に記載がある。朝廷では、大宰府の解状を丹波奉親は、左大臣藤原顕光や関白藤原頼通、前摂政藤原道長に見せた。道長は、翌年必ず南蛮を追討するように太政官符を大宰府に下すように命じた⁽¹³⁾。

また康平元年(一〇五八)閏十二月二十七日大隅国に漂流した宋人守道利を殺害した犯人の罪科を定める貴族達の会議が開かれている⁽¹⁴⁾。

以上長徳三年十月一日に大宰府から朝廷に報告された奄美嶋人の西海道諸国侵入事件について確認した。その結果奄美嶋人は、武装して船に乗り、筑前国・筑後国・肥前国・肥後国・薩摩国・大隅国・壱岐嶋・対馬嶋を襲撃したこと、襲撃した際人や物を略奪したこと、大宰府は数回奄美嶋人の追討を命じていること、その後寛仁四年再び南蛮人（恐らくは奄美人）が薩摩国を襲撃していることを確認した⁽¹⁵⁾。

（二）奄美嶋人西海道諸国襲撃事件の原因に関する考察

本章では、奄美嶋人が西海道諸国を襲撃した理由につき考察していく。

奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件の原因について、薩摩国・大隅国ひいては西海道諸国や日本国域と南島との交易関係との関連で考察しうる可能性を永山修一氏は指摘している⁽¹⁶⁾。また同氏は、奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件を大宰府と薩摩国が関与する喜界島の特産物（交易品）の獲得、利潤をめぐる武力を伴う争いと見ている⁽¹⁷⁾。

奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件の原因について、石井正敏氏は交易上のトラブルの可能性も推測している⁽¹⁸⁾。中村明蔵氏は、奄美嶋人が襲撃した西海道諸国の範囲が広域にわたるため、奄美嶋人のみではなく、中国大陸沿海部を主にした一応は交易を目的とした海賊集団が襲撃したと考えている⁽¹⁹⁾。田中史生氏は、中国大陸沿海部のみではなく高麗系交易者との連携を推測し、襲撃活動が起きた場所が奄美・沖縄諸島と国際社会を結ぶ主要な物流ルートである奄美嶋から薩摩国・大隅国から有明海を経由して筑前国・対馬嶋に至る地域で発生していることから、この襲撃事件は永山修一氏が指摘するように交易品の獲得、利潤をめぐる武力を伴う争いであると見ている⁽²⁰⁾。山里純一氏は、奄美嶋人が海夫等の家を焼き財物を奪い男女三百人を拉致したことに注目し、南島と西海道諸国との間のヤコウガイ、ホラガイ交易に関与できなかった奄美嶋人、また交易上交易対価物や転売等に著しい不公平を受けたり、潜水してヤコウガイやホラガイを捕獲する海夫により利権が損なわれた奄美嶋人が初めから襲撃を目的として西海道諸国に出かけて犯行に及んだと考えている。また奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件には朝鮮半島の人々が加担し、国家的な組織ではなく民間の交易集団で奄美嶋人に混じって襲撃事件に関わったため表面に出なかったと考えている⁽²¹⁾。

先行研究では、奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件の原因は、奄美嶋人と西海道諸国との間の交易上のトラブルが原因であると考察している。私も自分なりに、奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件の原因を考察する。

前述の様に奄美嶋人が襲撃したのは、筑前国・筑後国・肥前国・肥後国・薩摩国・大隅国・壱岐嶋・対馬嶋である。この内十一世紀前期薩摩守巨勢文任と大隅掾為頼は、藤原実資に南島産の蘇芳、檳榔、営貝を寄進している。当該期薩摩守巨勢文任や大隅掾為頼は、南島と交易していたと考えられる⁽²²⁾。薩摩守巨勢文任や大隅掾為頼は、藤原実資の家人であった⁽²³⁾。また十一世紀前期大宰大監平季基に大隅国府を焼き討ちされた大隅守船守重も藤原実資の家人であった⁽²⁴⁾。当該期藤原実資は、南島と交易をしていた薩摩国・大隅国の国司に自分の家人を

任官させ、南島との交易利潤獲得を意図していたと考えられる。

十一世紀前期筑前国香椎宮司武行は南島産である檳榔子を、高田牧司宗像妙忠は南島産である蘇芳を藤原実資に贈っている⁽²⁵⁾。彼らも南島と交易を行っていた可能性がある。また十一世紀前期筑前守高階成順、筑後守藤原盛光、肥前守惟宗貴重、肥後守藤原致光・高階成章は、藤原実資と深い関係を有していた⁽²⁶⁾。この内筑前国は、南島と交易していた可能性がある。また筑前国・筑後国・肥前国・肥後国は、前述の様に、何れも奄美嶋人に襲撃されている。このことをふまえると、奄美嶋人が襲撃した西海道諸国は、何れも南島と交易を行っていたと考えられる。

奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件の原因は、交易上のトラブルであると考えられる。史料上交易上のトラブルについて、具体的なことは詳らかではない。しかし先行研究の中では、山里純一氏の見解が妥当であると考えられる。

(三) 奄美嶋人西海道諸国襲撃事件の影響

本章では、奄美嶋人西海道諸国襲撃事件の影響を考察したい。奄美嶋人が侵入した肥前国では、奄美嶋人が侵入した長徳三年（九九七）から二年後の長徳五年（九九九）千栗八幡宮の存在が確認される。管見の限り千栗八幡宮の存在を示す最古の史料である『本朝世紀』を掲げる⁽²⁷⁾。

（本朝世紀）

長保元年三月七日庚申、（中略） 此間大宰府貢上雨米一袋・涌出油一瓶等奏聞、即上卿覽了、下給弁官文殿已了、其解文云、

大宰府解 申請 官裁事

言上異瑞状

（中略）

一、坐肥前国八幡大菩薩千栗宮甕油涌出事

副進 彼国解文一枚 府使日記一枚 涌出油一瓶

右、彼国去年十二月十九日解同廿日到来云、彼宮今日牒同日到來云、当宮御油甕二口之中、一口三斗七升納油、用尽数日棄置、一口斗納、用残之油二升八合也、爰去月十五日法花三昧所料油一升令下行之処、預人申云、御殿常灯料二升、同以申下了者、宮司等聞驚、問云、用残之油二升八合也、而所申下三升者如何、預人申云、件甕油見在一斗余計也者、驚恠加実檢、所申有実、隨則今月十一日同三昧所料申下一升、今日仏名懺悔料又申下一升、先後所下并五升也、而所滿之定不増不減、又実檢空甕、同有納油、件甕棄置従以來以傾臥、檢臨之処、油從口滴、即以推起投（較）及半分、事之奇異不可不申、仍牒送如件者、言上如件者、府差庁頭従六位上伴宿祢助慶、令加実檢、所進日記不違国解、仍副日記言上如件、

以前異瑞言上如件、右穀米自天雨、神甕如泉而溢、檢之國牒、尤合祥瑞、偏頼神靈之威□聖化□、何於官司不歎賀、望請官裁、被下勘所司、特驗徵祥、仍録事状、謹解、

長徳五年正月一日

正六位上行大典酒井宿禰

八日辛酉、(中略) 又召文章博士中原朝臣致明・藤原弘道等、仰云、大宰府所献雨米并涌出之油等勘文可進之由仰了、

本史料は、朝廷に対して官裁を求めて提出した長徳五年(九九九)正月一日付大宰府解文である。本解文によれば、肥前国に鎮座している千栗八幡宮の甕油が涌き出たことを大宰府から朝廷に報告している。

本解文によれば、長徳四年(九九八)十二月十九日千栗八幡宮の解文が翌二十日肥前国衙に到来した。千栗八幡宮は翌二十日にも肥前国衙に解を提出し、その解は即日肥前国衙に到着した。千栗八幡宮には油甕が二口あり、片方は油が三斗七升入り、油を使い尽くしたので数日そのままにして置いた。他方は油が一斗入る甕で、残りの油が二升八合であった。

さて昨年十二月十五日法花三昧所料油として一升を預人に渡したところ、預人が御殿常灯料二升も同様に頂きましたと告げた。千栗八幡宮の官司達はその言葉を聞いて驚いた。油甕の中に残っている油は二升八合しかないのに三升が捻出できたとはどういうことかと。預人は、件の油甕の油は、現在一斗余り程であると答えた。官司達は驚いて油甕を確認したが、預人の言う通りであった。

従って今月十一日法花三昧所料一升、今月一日仏名懺悔料一升、今までの使用量を含めると五升を使った。しかし油甕の油は増えも減りもしなかった。また空の油甕を確認すると、油甕の中に油が入っていた。この油甕も油を使い果たして以来傾けて置いていた。調べてみると、油が油甕の口から滴り油甕の半分に及んだ。

この事態は余りにも不思議なことなので、千栗八幡宮から肥前国衙に牒で、肥前国衙から大宰府へ解状で注進し、大宰府も油甕を実検した上で解文で朝廷に報告している。

本史料は、前述の様に千栗八幡宮の存在を示す最古の史料である。肥前国は、長徳三年(九九七)奄美嶋人の襲撃を受けている。本史料から長徳四年・五年の時点で千栗八幡宮の存在が確認される。長徳三年奄美嶋人の襲撃を受けた肥前国において、人心を安定させる目的で、鎮護国家的性格を有し、日本に侵入する対外勢力を調伏する性格を有する八幡神⁽²⁸⁾が勧請されたと考えられる。千栗八幡宮の油甕から油が滴り落ちる奇異現象が報告されているが、この現象は勧請されたばかりの千栗八幡宮の宗教的権威付けをするために、千栗八幡宮と肥前国衙及び大宰府の連携行動により作り上げられたと考えられる。

筑後国も長徳三年(九九七)奄美嶋人により襲撃されている。長徳三年(九九七)の直後である長保二年(一〇〇〇)十月から治安四年(一〇二四)三月にかけて、宇佐弥勒寺別院護皇院関係文書目録が残っている。同文書目録を以下に掲げる⁽²⁹⁾。

一通 同(治安)四年三月、可令相博円田領掌弥勒寺別院護皇院所領不輸田之間、国符

一通 長和二年十一月、同院田等可為不輸之由、国符

一通 同年七月、可令免除同院田之由、大府宣

一通 長保二年十二月、同院御領三昧所施入仏具并不輸田等府牒、

一通 同年十一月、仏聖灯油料高良護皇院修理法花三昧料田可為不輸之由、国符

一通 同十月、同料田等可為不輸之由、国符

本史料から宇佐弥勒寺別院護皇院は、長保二年（一〇〇〇）十月には存在していて、護皇院料田は筑後国符により不輸となっていることが確認される。同年十一月護皇院仏聖灯油料田、修理料田、法花三昧料田は、筑後国符により不輸領とされている。同年十二月護皇院御領を不輸田であることを示す大宰府牒が出されている。

長和二年（一〇一三）七月護皇院田に対する税免除を定めた大府宣が出されている。同年十一月護皇院田を不輸とする筑後国符が出されている。治安四年（一〇二四）三月宇佐弥勒寺別院護皇院所領を不輸田扱いとする筑後国符が出されている。

長保二年十一月の文書に、高良護皇院と記載されている。即ち護皇院のある場所は高良であることが分かる。高良には高良社が鎮座していて、十一世紀高良神と八幡神とが合流することが指摘されている⁽³⁰⁾。高良社が八幡神と合流する契機となるのは、高良社が鎮座する場所の近くに宇佐弥勒寺別院である護皇院が置かれたことであると考えられる。前述の様に護皇院が存在することを示す最古の史料は、管見の限り長保二年（一〇〇〇）十月である。前述の様に奄美嶋人が筑後国を襲撃したのは、長徳三年（九九七）である。筑後国では奄美嶋人が襲撃したことを契機に、高良社に八幡神を合祀したと考えられる。

本章では、奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件の影響について考察した。その結果、奄美嶋人が襲撃した肥前国に千栗八幡宮が勧請されたこと、同じく襲撃された筑後国では高良社に八幡神が合祀されたと考えられることを確認した。

おわりに

本稿では、先ず平安中期奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件の状況を自分なりに確認した。次に奄美嶋人が西海道諸国を襲撃した理由について、先行研究を踏まえて考察した。その結果先行研究が指摘している様に、交易上のトラブルが原因であると考えられることを確認した。最後に奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件の影響について分析した。その結果奄美嶋人が侵入した肥前国で千栗八幡宮が勧請されたこと、筑後国では高良社において高良神と八幡神とが合流の動きが開始したことを解明した。

今後は、平安中期八幡宮勢力拡大の原動力になった要因について、更に調べていきたい。

- (1) 『小右記』については、飯倉晴武『日本史小百科 古記録』（東京堂出版、1998年）、小右記項を参照。
- (2) 本稿では、史料は竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料（4）、（5）』（太宰府天満宮、1968年、1969年）を使用し引用の際は新字体、正字体で統一する。
- (3) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料（4）』、270頁～272頁。
- (4) この時高麗国人の襲撃が誤りであることについては、石井正敏「日本・高麗関係に関する一考察―長徳三年（九九七）の高麗来襲説をめぐって」（中央大学人文科学研究所編『中央大学人文科学研究所研究叢書23』アジア史における法と国家（中央大学出版部、2000年））を参照。
- (5) 飯倉晴武『日本史小百科 古記録』、権記項。
- (6) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料（4）』、272頁～273頁。猶割注部分は、（）内に入れた。
- (7) 鈴木靖民「喜界島城久遺跡群と古代南島社会」（池田栄史編『古代中世の境界領域 キカイガシマの世界』（高志書院、2008年））。
- (8) 飯倉晴武『日本史小百科 古記録』、権記項。
- (9) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料（4）』、270頁。
- (10) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料（4）』、274頁。
- (11) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料（4）』、278頁。
- (12) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料（4）』、287頁。
- (13) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料（4）』、480頁。
- (14) 『新訂増補 国史大系（11）百鍊抄』（吉川弘文館、1965年）、後冷泉天皇、康平元年閏十二月廿七日項。
- (15) 長徳三年十月一日朝廷に報告された奄美嶋人の西海道諸国襲撃事件に関する『小右記』・『権記』・『日本紀略』等の史料分析については、山里純一氏が「平安時代中期の南蛮人襲撃事件をめぐって」（鈴木靖民編『日本古代の地域社会と周縁』（吉川弘文館、2012年））でこれ以上分析の必要が無い程綿密な分析を加えている。本稿では、自分なりに事実関係を確認する必要があると考え史料を読み考察したが、山里氏の綿密な分析の正確さを検証するのみに終わった。山里氏の論稿を是非参照されたい。
- (16) 永山修一「古代・中世における薩摩・南島間の交流―屋久島の道と十二島」（村井章介・佐藤信・吉田伸之編『境界の日本史』（山川出版社、1997年））。
- (17) 永山修一「キカイガシマの古代・中世―〈南〉の境界領域へのまなざし」（『東北学（6）〈南〉の精神史』（東北芸術工科大学東北文化研究センター、2002年））。
- (18) 石井正敏「日本・高麗関係に関する一考察―長徳三年（九九七）の高麗来襲説をめぐって」。
- (19) 中村明蔵「古代東アジアと奄美・沖縄諸島―南島論・交易論への接近―」（鹿児島国際大学附置地域総合研究所編『沖縄対外文化交流史―考古学、歴史学、民俗学、人類学の視点から―』（日本経済評論社、2004年））。
- (20) 田中史生「七～一〇世紀の奄美・沖縄諸島と国際社会―交流が生み出す地域―」（関東学院大学『自然・人間・社会』38、2005年）、同「九～十一世紀東アジアの交易世界と奄美諸島」（『東アジアの古代文化』130、2007年）、両論文は2012年に「七～一〇世紀の奄美・沖縄諸島と国際交易」と改稿され、同『国際交易と古代日本』吉川弘文館に再録）。
- (21) 山里純一「平安時代中期の南蛮人襲撃事件をめぐって」。
- (22) 永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」（『鹿児島中世研究会報』50（五味克夫先生古稀記念特集号）、1995年）、小川弘和「撰閑家領島津荘と〈辺境〉支配」（『熊本学園大学論集総合科学』13-2、2007年、2016年に同『中世的九州の形成』高志書院、に再録）。
- (23) 永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」。
- (24) 加藤友康「平安時代の大隅・薩摩一人の交流と交易・情報伝達を媒介にして考える―」（『黎明館調査研究報告』17、2004年）。
- (25) 永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」。
- (26) 加藤友康「平安時代の大隅・薩摩一人の交流と交易・情報伝達を媒介にして考える―」。
- (27) 竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料（4）』、285頁～286頁。
- (28) 飯沼賢司（角川ソフィア文庫）八幡神とはなにか（角川書店、2014年）、第三章 神仏習合と御霊、二 応神霊＝八幡大菩薩の成立と展開。
- (29) 『石清水八幡宮史 史料第四輯』（石清水八幡宮、1934年）、154頁。
- (30) 工藤敬一「高良宮造営役と筑後の荘園公領―歴博所蔵新史料の紹介―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』47、1993年、2000年に同『中世古文書を読み解く―南北朝内乱と九州―』吉川弘文館、に再録）。